資料２

2020年度以降のキャップ＆トレード制度について
ーこれまでの検討事項の整理等ー

東京都キャップ＆トレード制度
「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第7回会合
平成30年9月21日（金）8：45～11：00
第二本庁舎10階210・211会議室

本日の検討事項について

第7回検討会における検討事項

第6回検討会までの検討事項について整理し、第6回検討会から継続して検討が必要な事項について、検討を行う。

１．2020年度以降のキャップ＆トレード制度の在り方、取組の方向性

２．2020年度以降の削減義務率等の基本事項について

①基準排出量

②削減義務率

③第三期における対応（新規参入事業所への対応等）

④バンキングの仕組みについて

⑤トップレベル事業所認定の仕組みについて

⑥再エネ推進の方向性について　⇒「資料３」により説明

＜今後のスケジュール＞

10月～11月　パブリックコメント

11月以降　第８回検討会（パブリックコメントに寄せられた意見等）

決定事項公表

※上記スケジュールは、今後の検討状況に応じて変更になることがある。

1．2020年度以降のキャップ＆トレード制度の在り方、取組の方向性

【これまでの経緯と成果、都を取り巻く動向】

➢2007年 「東京都気候変動対策方針」を策定

・気候変動に伴う危機回避のため、**今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下に**（先進国は、6～８割程度の劇的な削減を行うことが必要）

・エネルギー需要側の大都市として、低エネルギー・低CO_2型都市への転換にむけ、対策強化の必要性を提起

・**低CO_2型都市へ転換するための考え方は、**

第一に、省エネルギー対策の徹底と自然の光や風の利用によるエネルギー消費の削減

第二に、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの積極的な活用

・**大規模事業所には、大量排出者として率先して排出量削減に取り組んでいく責務**があることから、CO_2排出量の総量削減義務と、削減義務を経済的かつ合理的に履行するための排出量取引制度の導入を提起

➢2010年　大規模事業所に対するキャップ＆トレード制度を開始

・2008年　制度導入を決定。第一期の削減義務率とともに、第二期の削減義務率の見通しを公表

・第一期を「大幅削減に向けた転換始動期」、第二期を「より大幅なCO_2削減を定着・展開する期間」と位置付け

・対象事業所では、設備更新や運用対策、テナントとの連携により、省エネ対策を大きく推進し、大幅削減を実現した対象事業所も

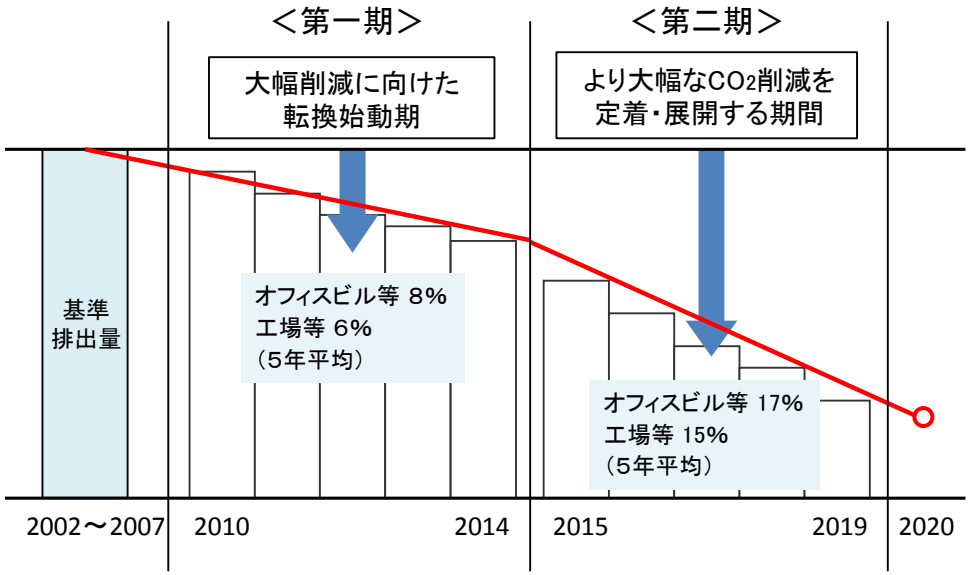

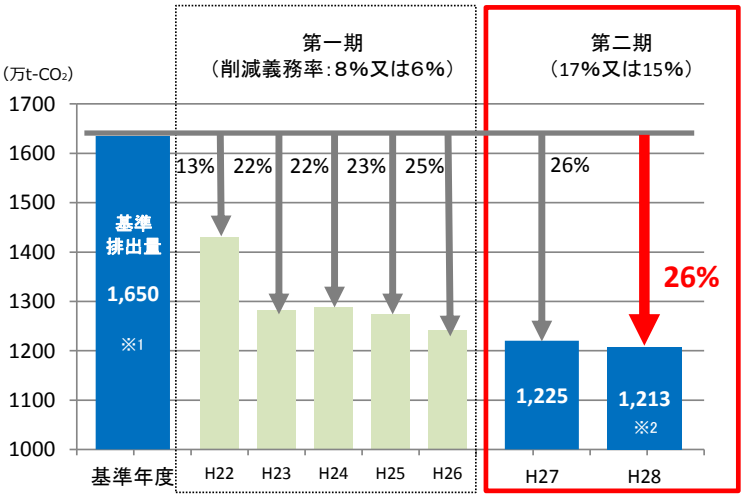

《対象事業所の総CO_2排出量の推移》

※1　基準排出量とは、事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する３か年度排出量の平均値

※2　2018年１月18日時点の集計値（電気等の排出係数は第二期の値で算定）

1．2020年度以降のキャップ＆トレード制度の在り方、取組の方向性

➢気候変動対策をめぐる大きな状況変化

＜パリ協定とその後の世界の動向＞

・世界共通の目標：産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に保つ（1.5℃を追及）ため、**今世紀後半には、温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」に**

・全ての国が削減目標を5年ごとに提出し、更新（「2℃（1.5℃）目標」を達成できるよう、各国が徐々に取組を強化していこうという仕組み）

・EUでは、2030年までの再生可能エネルギーの比率目標（電気、熱、輸送燃料等を含めた最終エネルギー消費ベース）を27%から32% に、エネルギー効率化目標を30%から32.5%に引き上げることで合意

＜ビジネス側からの気候変動対策強化の動き＞

・ESG投資：国連が2006年に提唱した責任投資原則（PRI）を契機に、パリ協定以前から増加傾向

・RE100：世界の多くの金融機関や企業が参加。日本でも11社（2018年9月11日現在）が参加している。

・ZEB、ZEH：国レベルの施策を待つことなく企業独自の取組展開の動きも

・気候変動イニシアティブ：日本で気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、団体、NGOなど、国家政府以外の多様な主体のネットワークとして設立（設立当初　約100企業・団体が参加）

＜都内のテナントからの声＞（本制度の特定テナント計画書提出企業からの声）

・入居するビルは、グリーンビル認証の有無のほか、省エネ対策への取り組み易さも重視

・RE100に関連して、再エネ電気をテナントが購入できないかビルオーナーと対話中。これまで国に先駆けて施策を実施してきている都には、再エネ電気購入に対する仕組みについて、一歩先を行くことを期待

【2020年度以降（第三、四期）の制度の在り方・方向性】

「2030年」とその先の**「脱炭素社会」**を見据え、新たなステージへ

⇒ **「省エネ」の継続**とともに、**「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」**を推進

1．2020年度以降のキャップ＆トレード制度の在り方、取組の方向性

【2020年度以降（第三、四期）の取組イメージ】

世界共通目標

今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を「**半減以下**」に

産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に保つ（1.5℃を追及）ため、今世紀後半には、温室効果ガスの排出を「**実質ゼロ**」に

都目標

GHG：2000年比**25%削減**
エネ消費量：2000年比30%削減

GHG：2000年比**30%削減**
エネ消費量：2000年比38%削減

国：2030年までに新築建築物の平均で「ZEB」を実現（エネルギー基本計画）

第5次IPCC報告等を上回る削減を目指す（GHGを2010年比40～70%削減）

ゼロエミッション東京

2002　2007　2010　2015　2020　2025　2030　・・・

地球温暖化対策計画書制度

自主的取組による省エネ推進

○気候変動対策方針策定

キャップ＆トレード制度

【第一期】
大幅削減に向けた転換始動期

【第二期】
大幅削減を定着・展開する期間

【第三期】
脱炭素社会を見据えた省エネの継続と再エネ利用の促進

【第四期】
脱炭素社会を見据えた省エネの継続と再エネ利用の定着

将来の望ましい姿（イメージ）

需要側のCO_2削減の考え方

省エネ＞再エネ

第一に省エネ徹底等でのエネ削減
第二に再エネ等の積極的な活用

省エネ＆再エネ

脱炭素社会の実現に向け、「省エネ」と「再エネ利用拡大」の両輪でCO_2削減を推進

制度における再エネの取扱

再エネ利用によるCO_2削減効果を反映

再エネ自家消費
再エネクレジット

再エネ電力選択によるCO_2削減を強化

再エネ自家消費
再エネクレジット
＋
低炭素電力選択の仕組み

再エネ利用によるCO_2削減を拡充

再エネ自家消費
再エネクレジット
低炭素電力選択の仕組み
⇒より活用しやすい仕組みへ拡充

再エネ利用によるCO_2削減を定着

需要側のCO_2削減の手段として、再エネ利用が浸透

再エネ利用のインセンティブ（削減量）を拡充

ゼロカーボン事業所の実現

1．2020年度以降のキャップ＆トレード制度の在り方、取組の方向性

（参考）将来の望ましい姿（ゼロカーボン事業所）のイメージ

省エネ対策（建築物・設備の省エネ性能の向上、運用時の効率化等）と併せて、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用や再エネ電力の調達等により、年間CO_2排出量が正味（ネット）で限りなくゼロに近い事業所

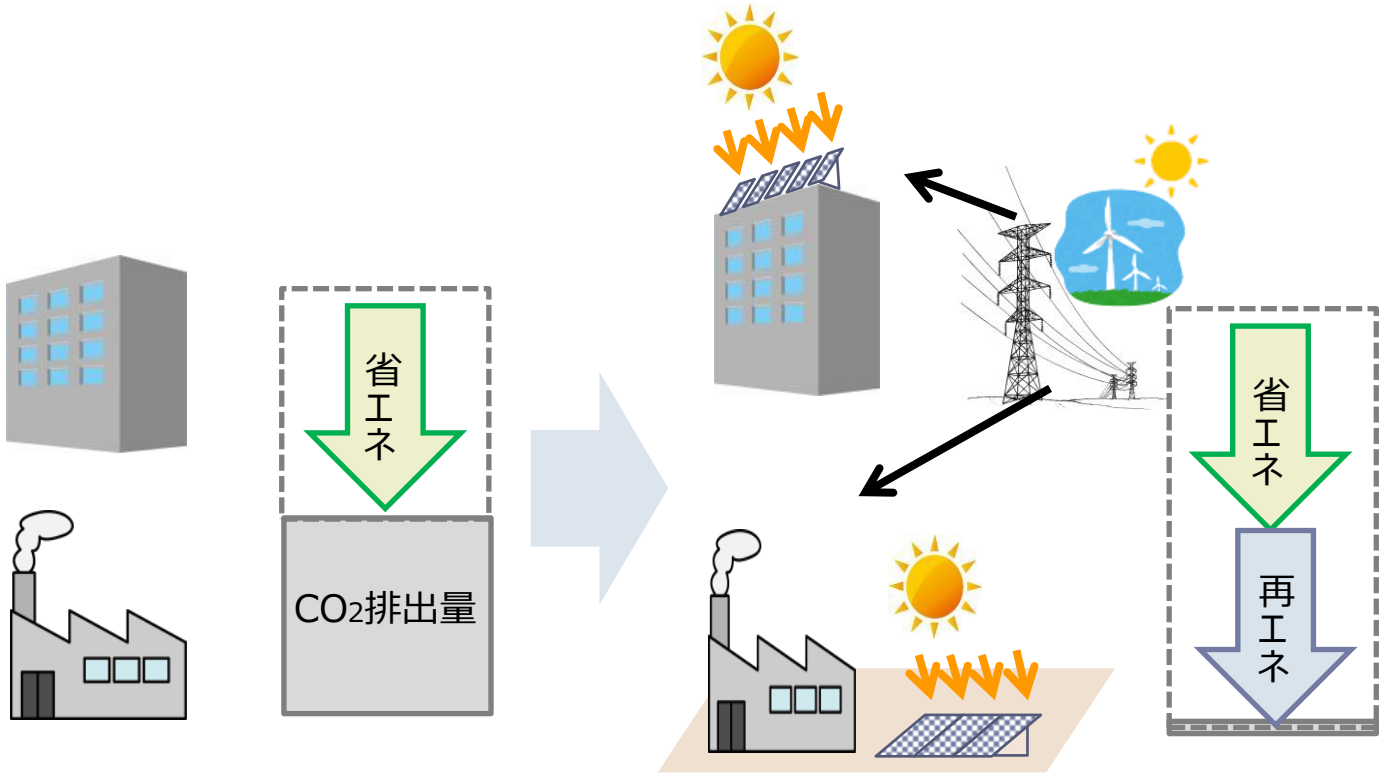

ここに向けた「第3期での取組」

○省エネの継続

○再エネ利用の拡充

- **低炭素電力購入拡大に向けた選択肢の拡充等**
  （環境価値（非化石価値等）を利用する電力購入も評価する仕組みへの拡充等）

省エネ事業所

（建築物・設備の省エネ性能の向上、運用時の効率化等）

CO_2排出量が正味で限りなくゼロに近い事業所

（省エネ対策
＋再生可能エネルギー利用の拡充（設備設置や再エネ電力の調達等））

2．2020年度以降の削減義務率等の基本事項について

①基準排出量

第１回検討会において、「現状からの取組レベルの明確化」を目指した案として「新たに基準排出量を設定」する案を提示。
それに対して対象事業所等から寄せられた、「これまでの削減実績の反映方法に関するわかりやすさ」や「削減への取組継続に向けた制度としてのわかりやすさ」等を求める声を踏まえて、**現行の基準排出量を継続することについても検討してきた。**

対象事業者にとっての分かりやすさ、取り組みやすさの観点から、「現行の基準排出量の継続」でよいか。

＜「新たに基準排出量を設定」する案と「現行の基準排出量を継続」する案の整理＞

案	考え方	参考			対象事業者等から寄せられた意見等
		削減義務率の目安	2030年大規模事業所目標排出量	超過削減量の取扱等※1	
第1回検討会(2018.3.28)において提示した事務局案 **新たに基準排出量を設定**	●取組レベルが平準化したと考えられる震災以降を新たなスタートラインに、さらなる省エネ等の取組を推進(現状からの取組レベルの明確化を目指した案) (設定方法)「現行の基準排出量」ではなく、制度開始後の2011年度以降の最大排出量から設定	第三期 平均7% 第四期 平均17% (参考値) ＊現行基準からの削減義務率も、参考値として提示する必要性は有	10.78 百万トン※2 ＊いずれの基準排出量でも、2020年度以降の削減義務率は、2030年の大規模事業所の目標排出量からのバックキャスティングで設定	・翌期までバンキング可能(現行規定どおり) ＊基準排出量及び削減義務率が第二期より縮小することにより「削減義務量(トン数)」の大きさも縮小するが、第二期の超過削減量の減量調整等は行わずそのまま活用	・既に大幅削減を達成した事業所に追加削減が求められ、積極的に削減に取り組んだ事業所にとって不公平 ・基準排出量を見直すのであれば、これまでの削減努力・成果が評価されなくなるため、第一、二期の超過削減量は、翌期だけでなく複数期へのバンキングを認めてほしい ・新たな基準排出量からの削減義務率は、第二期より義務が緩くなったと経営者やテナント等の関係者の誤解を招き、削減対策を進める上で障害になることも懸念 ・分かりづらい、事務負担が増える　等
現行の基準排出量を継続	●削減義務制度開始前の排出量を基点に、省エネ等を推進 (設定方法)制度開始前の2002～2007年度までのいずれか連続する3か年度の平均排出量	第三期 平均27% 第四期 平均35% (参考値)		・翌期までバンキング可能(現行規定どおり)	・現行基準からの削減義務率を示された方が分かりやすく、関係者へも説明しやすい。 早期の取組が反映できる。 ＊第三期には、基準排出量の設定年度が20年前のものとなり、基準排出量を変更する手続きには対象事業者の協力が必要(20年前のエビデンスの提出等)※3

※1　現行規定では、早期削減を促すため、超過削減量は翌期までのバンキングを認めている。
ただし、対策によらず排出量が大幅に削減した事業所に不当に利益が生じないよう、超過削減量の発行は、年度毎に基準排出量の1/2を超えない範囲に制限している。
また、早期に一定以上の削減実績をあげた事業所は、翌期を待たずに当期の2年度目から超過削減量を取引に活用できる仕組みとしている。

※2　2016年度からの電力小売全面自由化に伴い、各小売電気事業者から直接部門毎の販売電力データが把握可能になったため、実績についても過去に遡って再算定。部門別の温室効果ガス排出量の内訳が変動したことに伴い、大規模事業所の目標排出量も再算定したが、その影響は少ないため、削減義務率の目安に変更はない。

※3　建物の増(減)築や工場内の設備の増設(撤去)等があった場合の基準排出量を変更する手続きにおいて、基準排出量の設定年度以降の変更事象を示すエビデンス(建物の規模、用途が分かる登記簿等や、設備の種類、台数、設置(撤去)時期等が分かる資産台帳等)が必要となる。

2．2020年度以降の削減義務率等の基本事項について

②削減義務率（現行の基準排出量を継続した場合）

○2030年目標からのバックキャスティングによる削減義務率の設定

＜第一期・第二期について＞

・2020年目標の達成に向けた2010年からの取組の考え方として、最初の5か年（第一期）を「大幅削減に向けた転換始動期」、続く5か年（第二期）を「より大幅なCO_2削減を定着・展開する期間」と考え、2020年目標までの削減を3:7に配分して設定

＜第三期・第四期について＞

・2020年度以降（第三、四期）の制度は、「2030年目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとなる。　⇒「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」を推進していくフェーズ

・特に、「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」に関しては、低炭素電力の選択行動の大幅な拡大等を期待（第四期：平均35%（参考））

※第四期の削減義務率についても見通しとして示すが、第四期開始前に改めて検討し、専門家への意見聴取を行った上で決定

最初の5か年（第三期）を転換始動期、続く5か年（第四期）を定着・展開期と捉え、2030年目標までの削減を3：7に配分し、第三期平均27%と設定する。

【現行の基準排出量を継続する場合のバックキャスティングのイメージ】

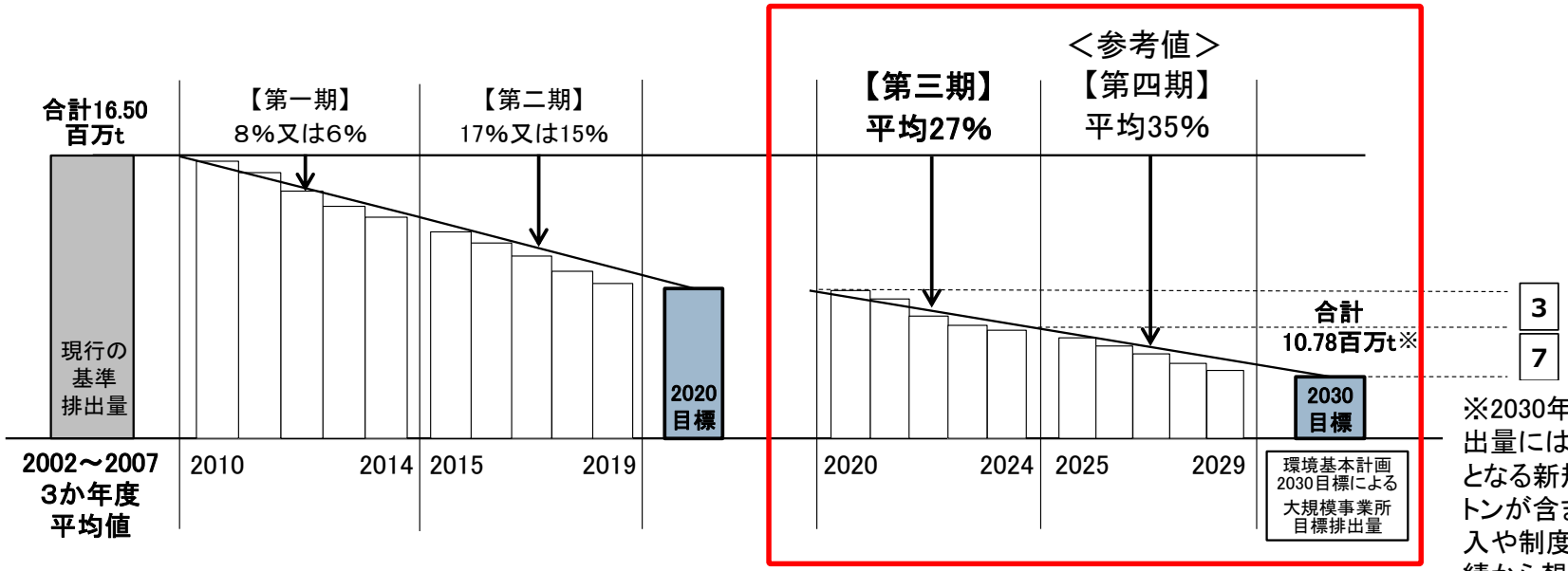

※2030年の大規模事業所の目標排出量には、2020年度以降に制度対象となる新規事業所等の排出分約92万トンが含まれる。（これまでの新規参入や制度対象外となった事業所の実績から想定。詳細は参考資料1参照）

2．2020年度以降の削減義務率等の基本事項について

○区分別の削減義務率

・第三、四期は、「省エネの継続」と「再エネ利用拡大」の両輪で削減を進めていくフェーズ

第三期は2030年目標に向けた最初の５か年（転換始動期）として、第一、二期の時と同様に、省エネ余地差等を考慮して各区分の削減義務率を設定する。

	区分		第一期	第二期	第三期	削減義務率設定の考え方
Ⅰ	Ⅰ－1	オフィスビル等と熱供給事業所（区分Ⅰ－2に該当するものを除く）	8%	17%	**27%**	・地域冷暖房等の熱を多く利用している事業所（区分Ⅰ－2）は、一般的に事業所全体のエネルギー消費量の約3割を占める主要な設備である熱源の設備更新等による削減が困難であること等を考慮 ・第3期までの省エネ余地が2ポイント差であったことを踏まえ、区分Ⅰ－2の削減義務率を2ポイント低く設定
	Ⅰ－2	オフィスビル等のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所※	6%	15%	**25%**	
Ⅱ		工場等の区分Ⅰ－1、区分Ⅰ－2以外の事業所	6%	15%	**25%**	・区分Ⅱは、区分Ⅰと比較して熱源や空調、照明といった汎用設備によるエネルギー消費の事業所全体における割合が少なく、これらの設備の更新等の省エネ対策による削減が少ないことを考慮 ・第3期までの省エネ余地が2ポイント差であったことを踏まえ、区分Ⅰ－1より削減義務率を2ポイント低く設定

※事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上の事業所

（参考）各区分の第三期までの省エネ余地及び削減実績

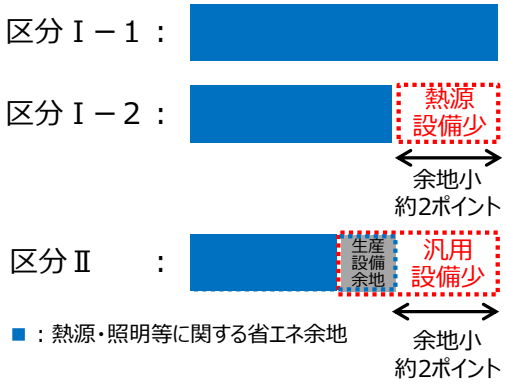

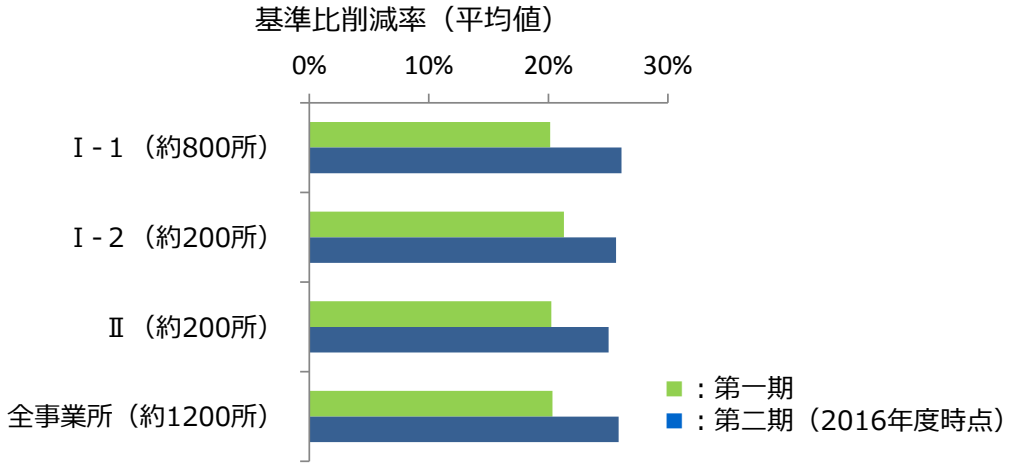

2．2020年度以降の削減義務率等の基本事項について

③第三期における対応（新規参入事業所への対応等）

＜新規参入事業所への対応＞

○新たに削減義務の対象となる事業所に対する制度導入時の基本的な考え方

・制度開始（2010年度）以降に削減義務の対象となる事業所（新規事業所）は、そのほとんどが新築の事業所であり、制度開始当初から削減義務の対象であった事業所（既存事業所）と比較して、一定程度、省エネ設備等が導入されている事業所が多いと想定し、基準排出量の算定方法に一定の対応を行った。

第一期	基準排出量の設定	**「過去の排出実績に基づく方法」**に加え、**「排出標準原単位（2005～2007年度排出量ベース）に基づく方法」**により設定可能（ただし、「過去の排出実績に基づく方法」は、地球温暖化の対策の推進の程度がガイドラインに適合する場合に限る（適切な対応を取らずに故意に基準排出量を増加させることが可能となるため）） **「過去の排出実績に基づく方法」** ・・・削減義務期間の開始の年度の4年度前から前年度までのうちの連続する3か年度の年間排出量の平均値から算定 **「排出標準原単位（2005～2007年度排出量ベース）に基づく方法」** ・・・2005-2007年度の大規模事業所の排出量を基に、主な用途区分毎に都が設定した延べ面積当たりの排出原単位を用いて算定 ※既存事業所の基準排出量は、「過去の排出実績に基づく方法」のみ（2002～2007年度のうち、いずれか連続する3か年度排出量の平均値）のみ
	削減義務率	**既存事業所と同様の削減義務率を適用**（「2020年までに2000年比25%削減」に必要な削減義務率：8%又は6%）

○第二期の対応

第二期	基準排出量の設定	**第一期と同様**
	削減義務率	**・第一期と同様に、原則、既存事業所と同様の削減義務率を適用** ・ただし、第二期は「2020年までに2000年比25%削減」に向けて、「より大幅な削減を定着・展開する期間」となる（削減義務率が第一期より９ポイント高くなる）ことを考慮し、削減義務率の段階適用を実施（第二期から新たに削減義務の対象となった事業所には、第一期の削減義務率（8%又は6%）を適用）
	追加的な配慮	・第一期の途中から削減義務の対象になった事業所に限り、削減義務の対象となってからの最初の5年間は、第二期に入ってからも第一期の削減義務率（8%又は6%）を適用。その後、第二期の残りの期間について、第二期の削減義務率（17%又は15%）を適用

2．2020年度以降の削減義務率等の基本事項について

○第三期における対応（現行の基準排出量を継続した場合）

第三期の新規参入事業所について、次のような対応ではどうか。

第三期	基準排出量の設定	**「過去の排出実績に基づく方法」**に加え、**「排出標準原単位に基づく方法」**により設定可能 （ただし、「過去の排出実績に基づく方法」は、地球温暖化の対策の推進の程度がガイドラインに適合する場合に限る（適切な対応を取らずに故意に基準排出量を増加させることが可能となるため）） **「過去の排出実績に基づく方法」** ・・・削減義務期間の開始の年度の4年度前から前年度までのうちの連続する3か年度の年間排出量の平均値から算定 **「排出標準原単位（2005～2007年度排出量ベース）に基づく方法」** ・・・2005-2007年度の大規模事業所の排出量を基に、主な用途区分毎に都が設定した延べ面積当たりの排出原単位を用いて算定 **※第三期の新規参入事業所についても、第一、二期の新規参入事業所と同じ現行の排出標準原単位を使用**
	削減義務率	**・原則、既存事業所と同様の削減義務率（27%又は25%）を適用** **・ただし、第二期の新規参入事業所に対して実施した削減義務率の段階適用と同様に、第三期から新たに削減義務の対象となった事業所に削減義務率の段階適用を実施（第二期の削減義務率（17%又は15%）を適用）** **※経過措置** **第三期が開始するまで後1年半程度であり、新築時には設計から竣工まで一定程度時間を要することも踏まえ、第三期の新規参入事業所について、経過措置を適用** **第二期の新規参入事業所が第三期においても第一期の削減義務率（8%又は6%）が適用されるまでの間（第三期4か年度目（2023年度）まで）は、第三期の新規参入事業所についても第一期の削減義務率を適用し、第三期5か年度目（2024年度）から第二期の削減義務率を適用**
	追加的な配慮	**・第一期及び第二期の新規参入事業所は、削減義務率の段階適用を継続** **第一期の途中から削減義務の対象になった事業所** ・第一期の途中から削減義務の対象となった事業所は、義務の対象となってから６年度目以降、10年度目までは、第二期の削減義務率（17%又は15%）を適用。第三期の残りの期間（削減義務の対象となってから11年度目以降）は、第三期の削減義務率を適用 **第二期から削減義務の対象になった事業所** ・第二期の途中から削減義務の対象となった事業所は、義務の対象となってから最初の5年間は、第一期の削減義務率（8%又は6%）を適用。第三期の残りの期間（削減義務の対象となってから6年度目以降）は、第二期の削減義務率（17%又は15%）を適用

2．2020年度以降の削減義務率等の基本事項について

（参考）第三期の削減義務率適用イメージ

			「2020年までに2000年比25%削減」に必要な削減義務率										「2030年までに2000年比30%削減」に必要な削減義務率				
			8%又は6%					17%又は15%					平均27%（現行の基準排出量を継続した場合）				
計画期間		基準年度	第1期					第2期					第3期				
年度			2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
既存事業所		2002～2007	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	平均27%	平均27%	平均27%	平均27%	平均27%
新規事業所	第1期の途中から削減義務の対象となった事業所	①過去実績（義務開始年度の4年度前から前年度までのうちの連続する3か年度平均値） ②排出標準原単位（2005～2007年度排出量ベース）	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	平均27%	平均27%	平均27%	平均27%	平均27%
			指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	平均27%	平均27%	平均27%	平均27%
			指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	平均27%	平均27%	平均27%
			指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	平均27%	平均27%
				指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	平均27%
	第2期から削減義務の対象となった事業所				指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%
						指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%
							指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%
								指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%
									指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%
	第3期から削減義務の対象となった事業所									指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%
											指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%
												指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%
													指定	指定	指定	8% / 6%	17% / 15%
														指定	指定	指定	17% / 15%

経過措置期間

（参考）新規事業所に多い主な業種の排出原単位の比較

（kg-CO_2/㎡）

用途	＊基準年度（2002～2007年度排出量ベース）	基準排出量設定に用いる排出標準原単位（2005～2007年度排出量ベース）	2015年度排出量	
			＊全事業所	新規事業所
Ⅰ-01 事務所	139.3	100	96.1	90台
Ⅰ-02 情報通信	751.0	380	675.3	600台
Ⅰ-04 商業	183.4	160	133.7	120台

※各用途の面積の割合が、全体の延べ面積（駐車場及び工場その他を除く）に対して8割以上である事業所のみを集計（＊印があるものは、2016年度の省エネカルテからの抜粋）
情報通信のうち、データセンターの排出標準原単位は、610(kg-CO_2/㎡)と設定

（参考）新規事業所の基準排出量の設定方法別の事業所数割合

	過去の排出実績に基づく方法	排出標準原単位に基づく方法
第一期の途中から削減義務の対象となった事業所	約75%	約25%
第二期から削減義務の対象となった事業所	約50%	約50%

2．2020年度以降の削減義務率等の基本事項について

＜その他の緩和措置＞

・中小企業の資金基盤等が弱いことを考慮し、中小企業が1/2以上所有する大規模事業所は、第二期から削減義務の対象外としている。（ただし、大規模事業所として対策を推進するものとし、地球温暖化対策計画書は提出、公表）

・第二期に行った電気事業法第27条による電力の使用制限の緩和対象であった事業所に対する削減義務率の緩和は、これらの事業所が、2011年に実施されたピークカットの義務付けが免除（緩和）されたことを考慮して行ったものである。
対象事業者からは、「第二期と置かれている状況は変わらないため、第三期にも緩和継続を」との意見もあったが、使用制限の緩和を受けていた時点から10年以上経過する第三期においては、これに関連する削減義務率の緩和は行わないこととする。

※なお、**人の生命、身体の安全確保に特に不可欠な医療施設**については、他事業所と同様に一定の省エネ余地はあるものの、**第二期から第三期にわたる激変緩和措置として、一定の配慮を行ってはどうか。**（医療施設への対応）

（参考）医療施設の削減義務率

〔義務緩和を受けていない事業所〕
第二期の削減義務率：17%又は15%
第三期の削減義務率：27%又は25%　⇒削減義務率が、第二期から10ポイント上昇

〔第二期に４%減の義務緩和を受けた医療施設〕
第二期の削減義務率：13%又は11%
第三期の削減義務率：27%又は25%　⇒削減義務率が、第二期から14ポイント上昇

（参考）電事法緩和対象事業所の削減義務率及び省エネ余地

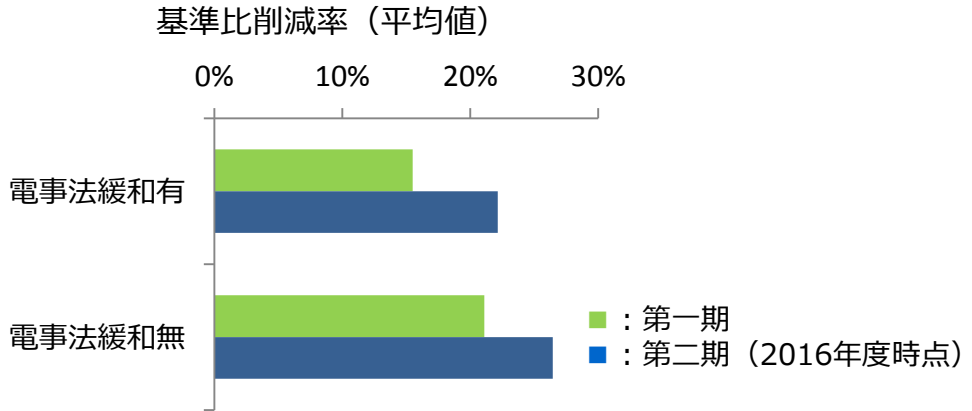

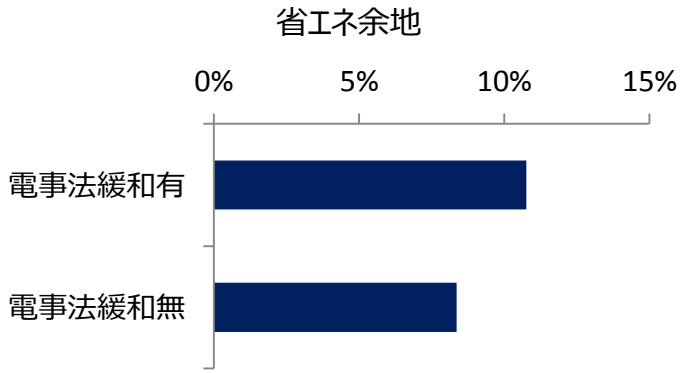

2．2020年度以降の削減義務率等の基本事項について

④バンキングの仕組みについて

○本制度における考え方とこれまでの状況

・本制度では、早期削減を促す観点から、制度導入時よりバンキングの仕組み（早期の省エネ投資等の成果（超過削減量等）を後期の削減義務の達成に活用できる仕組み）を導入している（早期削減を促す観点から、ボローイングの仕組みは導入していない。）

・同時に、低炭素・脱炭素社会の実現にむけて継続的な追加削減を推進していただく必要もあるため、バンキングを無制限に認めることは、後期における追加的な実削減への影響が懸念されることから、翌期に限るものとしている。

・対象事業所においては、制度導入が決まった2008年度以降、早期削減に取り組まれ、第一期初年度の時点で既に第一期の削減義務率を上回る基準比10%削減を達成した。

・さらに、2011年の震災後の電力危機に多くの対象事業所が対応して乗り切り、その後も無理のない賢い節電にシフトしながら、大きくリバウンドすることなく削減を継続している。その結果、第一期には9割もの事業所が取引をせずに自らの削減対策で義務を達成し、約8割の事業所が既に第二期の削減義務率以上の削減を達成

・対象事業者からは、新たな基準排出量の設定により、これまでの削減努力が反映されなくなることから、早期削減の成果であるバンキングの期限撤廃の要請もあったが、現行の基準排出量を継続することで、これまでの早期削減の成果を継続して反映することができると考える（早期の投資等の効果による削減実績は、基準排出量との差で反映可能）

・また、第三期・第四期には、「2030年目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据え、省エネの継続に加え、再エネ利用拡大を図るフェーズであり、更なる追加削減を期待する時期となる。

○第三期における対応

第三期においても、早期削減及び後期における追加的な実削減を推進する観点から、バンキングの仕組みは現行どおり継続する。（有効期限は翌期まで）

現行の基準排出量を継続する場合のイメージ（削減実績26%程度が継続した事業所の例）

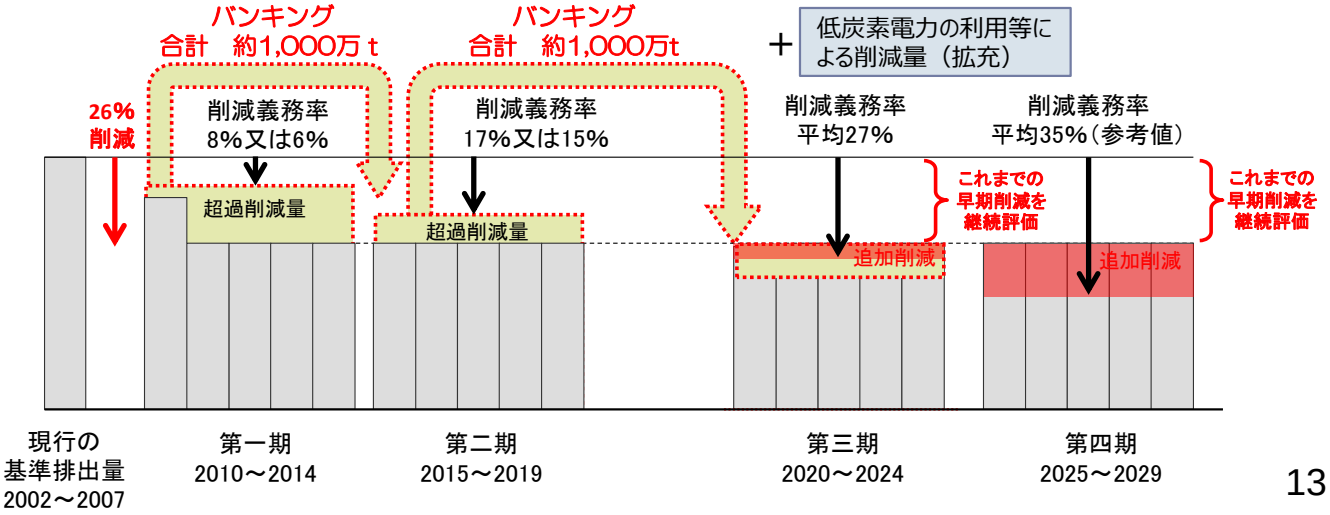

２．2020年度以降の削減義務率等の基本事項について

⑤トップレベル事業所認定の仕組みについて

○**認定基準を実態に合わせて改定**
・ＬＥＤ照明等の性能向上を考慮する。
・竣工の古い事業所の実態を把握した上で、機器の更新時期、メンテナンス頻度等に鑑み、竣工年度、設備設置年度に応じた必須・一般・加点項目の区分変更を行う。

○提出様式の簡素化等の**申請時の負担軽減**を図る。

○削減義務率は、**トップレベル事業所で1/2、準トップレベル事業所で3/4**に緩和する措置を継続する。

○第二期に認定を受けた事業所に限っては、**「認定後、５年間は有効」**とする。

※詳細について、トップレベル審査委員会委員の意見を踏まえて検討

⑥再エネ推進の方向性について　⇒「資料３」により説明